

岩手県企業局管理規程第4号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康管理区分の判定等)</p> <p>第41条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準（別表第2。以下「判定基準」という。）に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第2項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断結果判定通知書（様式第6号）により各室等の長に通知しなければならない。<u>この場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員については、各室等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、職員が次の各号に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A1）の判定を受けたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(健康管理区分の判定等)</p> <p>第41条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準（別表第2。以下「判定基準」という。）に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第2項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断結果判定通知書（様式第6号）により各室等の長に通知しなければならない。<u>ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって企業局長が定めるものをいう。第46条第1項において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員（以下「要保護者」という。）については、各室等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。</p> <p>3 第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A1）の判定を受けたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>(保護措置の通知及び報告)</p> <p>第46条 各室等の長は、第20条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書（様式第13号）を交付して行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(保護措置の通知及び報告)</p> <p>第46条 各室等の長は、第20条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書（様式第13号）を交付して行わなければならない。<u>ただし、電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。</u></p> <p>2・3 [略]</p>

様式第 1 号 (第 10 条関係)

[略]

各室等の長 印

[略]

様式第 2 号 (第 31 条関係)

[略]

各室等の長 印

[略]

様式第 3 号 (第 33 条関係)

[略]

予防接種実施責任者 印

[略]

様式第 5 号 (第 40 条関係)

[略]

健康診断受診届

[略]			
[略]		[略]	
BMI		[略]	
視力	[略]		
[略]			
血中 脂質 検査	総コレ ステロ ール	[略]	
	[略]		
	[略]		
[略]			

[略]

様式第 6 号 (第 41 条関係)

[略]

(判定者)
健康診断実施責任者 印

[略]

様式第 9 号 (第 43 条関係)

[略]

各室等の長 印

[略]

様式第 1 号 (第 10 条関係)

[略]

各室等の長

[略]

様式第 2 号 (第 31 条関係)

[略]

各室等の長

[略]

様式第 3 号 (第 33 条関係)

[略]

予防接種実施責任者

[略]

様式第 5 号 (第 40 条関係)

[略]

健康診断受診届

[略]			
[略]		[略]	
BMI		[略]	
腹囲	cm		
視力	[略]		
血中 脂質 検査	LDL コレス テロー ル	[略]	
	[略]		
	[略]		
[略]			

[略]

様式第 6 号 (第 41 条関係)

[略]

(判定者)
健康診断実施責任者

[略]

様式第 9 号 (第 43 条関係)

[略]

各室等の長

[略]

様式第 12 号の 2 (第 45 条関係)

[略]

総括安全衛生管理者 印

健康診断実施責任者 印

[略]

様式第 13 号 (第 46 条関係)

保護措置等通知書

[略]
[略]
各室等の長 印

[略]

様式第 14 号 (第 46 条関係)

[略]

各室等の長 印

[略]

様式第 15 号 (第 46 条関係)

[略]

各室等の長 印

[略]

様式第 17 号 (第 48 条関係)

[略]

[略]			
[略]	血 中 脂 質 検 査	総コレ ステロ ール	[略]
[略]			
BMI		[略]	
視力	[略]		
[略]			

[略]

様式第 12 号の 2 (第 45 条関係)

[略]

総括安全衛生管理者

健康診断実施責任者

[略]

様式第 13 号 (第 46 条関係)

保護措置等通知書

[略]
[略]
各室等の長

[略]

様式第 14 号 (第 46 条関係)

[略]

各室等の長

[略]

様式第 15 号 (第 46 条関係)

[略]

各室等の長

[略]

様式第 17 号 (第 48 条関係)

[略]

[略]			
[略]	血 中 脂 質 検 査	LDL コレス テロー ル	[略]
[略]			
BMI		[略]	
腹囲		cm	
視力	[略]		
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の企業局安全衛生規程に定める様式（様式第 5 号及び様式第 17 号を除く。）は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する報告書等について適用し、施行日前に提出した報告書等については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の企業局安全衛生規程様式第 5 号及び様式第 17 号は、施行日以後に行う健康診断について適

用し、施行日前に行った健康診断については、なお従前の例による。